

## 葛飾区介護保険事業者における事故発生時の報告取り扱い要領

平成 16 年 3 月 9 日

15 葛福介第 10526 号

高齢者支援担当部長決裁

### (通 則)

第 1 条 次の各号の規程に定める事故が発生した場合の葛飾区への連絡は、この要領の定めるところによる。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）
- (2) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）
- (3) 指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）
- (4) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）
- (5) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）
- (6) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）
- (7) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生省令第 5 号）
- (8) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）
- (9) 指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 36 号）
- (10) 葛飾区指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成 30 年葛飾区条例第 1 号）
- (11) 指定介護予防支援等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第

37号)

(12) 東京都における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (23 福保高介第 203 号)

(13) 葛飾区における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (29 葛福介第 217 号)

(目 的)

第2条 この要領は、介護サービス及び指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（以下これらを総称して「介護サービス等」という。）の提供により事故が発生した場合に、速やかにサービス提供事業者から葛飾区福祉部介護保険課（以下「介護保険課」という。）へ報告が行われ、賠償を含めた事故の速やかな解決及び再発防止に資することを目的とする。

(事故の範囲)

第3条 報告すべき事故の範囲は、原則として、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 介護サービス等の提供に伴い発生した利用者のケガや死亡事故等（以下「ケガ等」という。）

ケガ等の報告に当たっては、次のアからウまでに掲げる事項に留意し行うものとする。

ア ケガ等とは、死亡事故のほか、転倒・転落に伴う骨折や出血、火傷、誤嚥、異食及び薬の誤与薬等で医療機関において治療（施設内における医療処置を含む。）又は入院したものを原則とする。ただし擦過傷や打撲など比較的軽易なケガは除く。

イ 事業者側の責任や過失の有無は問わない。

（利用者の自己責任及び第三者の過失による事故も含む。）

例 利用者間同士のトラブル、無断外出、交通事故等

ウ 介護サービス等の提供には、送迎・通院等も含む。

(2) 感染症、食中毒及び疥癬

感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」に定めるもののうち、次のものをいう。

ア 1～5類感染症。ただし、5類の定点把握を除く。

イ 新型インフルエンザ等感染症

ウ アに相当する指定感染症

エ 新感染症

- (3) 従業員の法令違反・不祥事等利用者の処遇に影響があるもの
  - 例 利用者からの預かり金の横領、送迎時の交通事故など
- (4) 震災、風水害又は火災その他これらに類する災害により介護サービス等の提供に重大な支障が生じたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、介護保険課が特に報告を求めるもの

(報告事項)

第4条 報告は、事故報告書（別紙様式）により行うこと。ただし、次の各号に掲げる事項が確認できる場合には、これによらないことができる。

- (1) 報告日
- (2) 事業所名、所在地、事業所番号、管理者名、電話番号、サービス種別
- (3) 利用者の氏名、住所、被保険者番号、保険者名、年齢、性別、要介護度
- (4) 事故発生時の状況
  - ア 発生日時
  - イ 発生場所
  - ウ 事故の概要（事故の種別、考えられる原因及び対応の概要等を含む。）
  - エ 利用医療機関名
  - オ 家族への連絡状況等
- (5) 事故後の状況
  - ア 再発防止への取り組み
  - イ 損害賠償等の状況
  - ウ その他

(報告対象者等)

第5条 報告は、事故に関係する介護サービス等の利用者が葛飾区の被保険者である場合又は事業所所在地が葛飾区内にある場合に行うものとする。

(報告の手順)

第6条 報告書は、まず第一報として、第4条第1号から第4号までについて速やかに提出し、その後事故処理が済み次第、同条第5号について、遅滞なく提出すること。

- (1) 第一報
  - ア 事業者は、事故が発生した場合、速やかに家族に連絡するとともに、介護保険課

に報告書を提出し、居宅介護支援事業所にも同様の報告書を提出すること。

イ 緊急性の高いものは、第一報を電話により行い、その後速やかに報告書を提出すること。

(2) 途中経過及び最終報告

事業者は、事故処理が長期化する場合は、適宜途中経過を報告するとともに、事故処理について区切りがついた時点で、文書により報告書を提出すること。

(対 応)

第7条 介護保険課は報告を受けた場合、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として必要な対応を図るものとする。

2 前項の事故対応は、当該被保険者が葛飾区民の場合を原則とするが、必要に応じて、他の区市町村、東京都及び東京都国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領は、平成18年10月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

この要領は、平成21年9月1日から施行する。

この要領は、平成24年5月1日から施行する。

この要領は、平成30年5月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要領は、令和3年8月1日から施行する。